

お懐かしい清心の皆さま、こんにちは。

同じ学び舎でごたいせつな時を過ごし、尊い教えを授かり、皆さまのことは姉妹のよ
うに感じております。

この度、私と夫が2017年に起した「夫婦別性確認訴訟」の判決が東京地裁から下
され、アメリカでニューヨーク州法に基づいて別性で結婚した私たち夫婦が、日本でも
法的に夫婦であると認められました。

渡米して以来、夫も私も自分の名前で活動を行ってきましたので迷うことなく別性婚
を選びました。しかし、日本では同姓でないことを理由に夫との婚姻が認められられず、
その不自由から裁判所に申し立てをしました。ちなみに、夫婦別性が認められていない
国は世界中で日本のみです。そして婚姻時に男性の姓を選択するケースが96%です。
この裁判を起こしてからというもの、日本で別性が選べないことで多くの方々（ほとん
どは女性）が苦しんでおられることを知り、日本の選択的夫婦別性の実現に向けてでき
ることをやっっていこうと思いました。

在学中、渡辺和子シスターに教えていただいた「変えられるものを変える勇気」、そ
して、ノートルダム清心女子大学という「自由人」を育成するリベラル・アーツ・カレ
ッジで培ったことを礎に、誰もが萎縮せずのびのび暮らせる環境、社会をどのように築
いていけるのか、一市民としてできることをやっしていきたいと思っています。

柏木 規与子